

伊佐市農業委員会 3 回総会議事録

1. 開催日時 平成 28 年 5 月 31 日 (火) 午後 1 時 29 分から 2 時 30 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (32 人)
会 長 15 番委員
委 員

1 番委員	2 番委員	2 番推進委員	3 番推進委員
3 番委員	4 番委員	4 番推進委員	5 番推進委員
5 番委員	6 番委員	6 番推進委員	7 番推進委員
7 番委員	8 番委員	8 番推進委員	9 番推進委員
9 番委員	10 番委員	10 番推進委員	11 番推進委員
11 番委員	12 番委員	12 番推進委員	13 番推進委員
13 番委員	14 番委員	15 番推進委員	16 番推進委員
		17 番推進委員	18 番推進委員
		19 番推進委員	

4. 欠席委員 (3 人)

5. 議事日程

第 1 会議録署名委員の指名 5 番委員 6 番委員

第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決について

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第 5 号「非農地証明願」について

議案第 6 号「農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断」に係る決定について

議案第 7 号「農作業標準賃金」について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長

農地振興係書記

農地振興係長

農地振興係書記

【開始時間 午後13時29分】

事務局長 お疲れさまです。只今より、平成28年度第3回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議長 皆さんこんにちは。
26日・27日全国農業委員長大会が東京の方でありました。
ペーパーを1枚配ってありますが、農業委員会会長というのがあります。これが1号議案で採択されました。これはなぜかというと農業委員会法の一部改正により、農地利用最適化推進委員が始まりまして、これを農業委員と一体となって憲章を守っていくことで、農業委員会とはという事で、書いてありますのでお読みいただければ有りがたいと思います。
本日の出席人数は、15名で規定に達しておりますので総会は成立いたします。
本日の議事録署名委員を指名いたします。5番農業委員・6番農業委員をお願いいたします。
只今より総会を開催いたします。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてと、報告2号、農地の利用目的変更について報告をお願いいたします。

事務局長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、ご報告いたします。
資料の1ページから3ページになります。
農業経営基盤強化促進法による利用権設定の合意解約が11件ありましたのでご報告いたします。

事務局 4ページをお開きください。
報告第2号 農地利用目的変更届けにつきまして、去る16日に事務局で現地調査を行いました。整理番号1番と2番は関連がございますので一括してご報告いたします。
これらの案件は天水田であり借り手もなく所有者が遠方で管理できない為、川内川河川工事の捨て土を利用し畑として貸付をするものです。

申請者は2名とも東京在住のご兄弟であり平成18年にそれぞれ相続され、近年まで実家の近所の方に管理をしてもらっておりましたが、近所の方が高齢になり管理出来ないという事で、今回畑として貸付をするものです。

申請地の所在地は、田中ふるさと館より西へ約200mの道路沿いに位置しているため、畑とすれば買い手も見込めます。よって、ほぼ田としての管理は難しく遊休農地対策及び農地の有効利用としても本届け出は適切であると思われまます事を報告いたします。以上報告を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん質問はございませんか。

(なしという声あり。)

議長 なしということで只今から、議案の審議に入ります。

————— 議案第1号 —————

議長 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち利用権設定につきまして説明いたします。17ページの総括表をお開き下さい。期間は1年から10年で、面積は田151,867㎡、畑5,358㎡の合計157,225㎡です。利用権の設定をする者の数56人、設定を受ける者の数38人です。土地の明細につきましては5ページから16ページの整理番号1番から58番の通りです。皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま事務局の報告が終わりました。委員の皆さん意見・質問はございませんか。

(なしという声あり。)

議長 なしと言うことでお諮りいたします。

議案第1号は事務局の報告のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。

よって、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について、提案いたします。

整理番号1番について担当推進委員の調査報告を求めます。
19番。

19番
推進委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号1番について、去る5月25日に17番委員と私19番委員で渡し人、KKさんの立合いにより現地調査を行いましたので19番が報告いたします。

申請人、KMさんは伊佐市大口里に居住され、自治会は小水流自治会で、年齢は61歳、渡し人、KKさんは伊佐市大口里に居住され、自治会は小水流自治会で、年齢は86歳です。

申請地は伊佐市大口里字提燈水流889番2でスーパータイヨーから南側に100mの位置で、地目は田です。地積は3,252㎡で所有権移転贈与であります。受人の経営面積は5,344㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で通作距離は約1kmで現状は田で、よく管理された農地です。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等などが添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして私の報告を終わります。

議長

19番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見・質問はございませんか。

(なしという声あり。)

議 長 なしと言うことですので、お諮りいたします。
整理番号1番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって、整理番号1番は許可が決定いたしました。

議 長 整理番号2番について担当推進委員の調査報告を求めます。
10番推進委員。

10番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、
推 進 委 員 整理番号2番について推進委員の10番が現地調査をいたしましたの
で、報告をいたします。

調査年月日が5月25日、1番推進委員と現地確認をいたしました
が、当日は本人とお会いすることができませんでしたので後日、私の方
で出向きまして譲受人の奥さんと面談をいたしましたので、その対応に
ついて説明をいたします。

譲受人は伊佐市菱刈南浦にお住まいのFS氏で、年齢は59歳、自治
会は楠原下でございます。渡し人は鹿児島市吉野町にお住まいのMK氏
で年齢71歳でございます。

所在地は菱刈南浦字崎山2609番23、地目は畑、面積が305㎡
でございます。譲渡理由は相手方の要望、受人は規模拡大という事で、
法律的には所有権の移転売買でございます。受人の耕作面積は6,21
1㎡で取得可能面積であります。なお、受人の世帯のうち農作業の従事
者は4名いらっしゃいます。

調査内容でございますが、申請地は本城小学校より南へ1.5kmの岩坪
集落内に位置しておりまして、現況は畑でございます。現在の耕作者は
FSさんで、きれいに整備をされております。受人の理由でございます
が、FSさんは譲渡人よりの要望によりされたものであります。耕作意
欲は十分ございまして、農機具も完備いたしております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し
ないと思われまして許可相当と思われまして。なお、場所的にはF氏の
居宅の前の庭と隣接しております。当然F氏が買い受けなければなら
ない場所でございます。現在は小菜園としてFさんが数種の野菜を作っ

いらっしゃるような現状でございます。添付書類といたしまして、委任状、字図、全部事項証明書が添付されております。以上で報告をおわりますが、皆様方のご審議方をよろしく申し上げます。

議 長 10番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見・質問はございませんか。

(なしという声あり。)

議 長 なしと言うことでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって、整理番号2番は許可が決定いたしました。

議 長 整理番号3番について担当推進委員の調査報告を求めます。
11番。

1 1 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち
推 進 委 員 整理番号3番につきまして去る5月25日、3番委員・11番で調査を行いましたので、11番が報告いたします。

申請人、SSさんは伊佐市菱刈南浦に居住され、自治会は瓜之峰、年齢は66歳です。渡し人、TNさんは鹿児島市宇宿に居住され、年齢は46歳です。

申請地は伊佐市大口針持字板付1631番1、地目は田、地積は3,185㎡で売買であります。受人の経営面積は13,572㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約100mで、よく管理された田であります。Sさんの住所は菱刈となっておりますが、針持でグループホームを経営され近くに住宅を建築されております。現在、耕作をされておりますKさんがシカ・イノシシの被害が大きく、今年限りで小作をやめるとの事から今回の売買に至ったとの事でありました。Sさんは経営意欲あり、農機具等も完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろ

		しくお願いいたしまして報告を終わります。
議	長	11番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見・質問はございませんか。
		(なしという声あり。)
議	長	なしと言うことでございますので、お諮りいたします。 整理番号3番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって、整理番号3番は許可が決定いたしました。
議	長	整理番号4番について担当推進委員の調査報告を求めます。 9番。
9 番 推 進 委 員		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち整理番号4番について、去る5月25日に18番委員・私9番で現地調査を行いました。調査には申請人、渡し人、一緒に立合ってくださいました。9番が報告いたします。 申請人、STさんは伊佐市大口曾木に居住され、自治会は針牟田で、年齢は60歳です。渡し人、STさんは伊佐市大口曾木に居住され、自治会は針牟田で、年齢は85歳です。 申請地は伊佐市大口曾木字長迫3222番2、他7筆です。地目は田・畑、地積は5,922㎡です。贈与であります。受人の経営面積は0㎡です。農業従事者は4名で通作距離は約2km以内にあり、良く管理された農地でした。経営意欲はあります。Tさん60歳が定年を迎えられ、今まで十数年一緒にやってこられたみたいですが、本格的に農業をやるといふことで、来年度からは規模拡大を図りたいというお話もいただきました。農機具等も完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひします。終わります。

議	長	<p>9番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見・質問はございませんか。</p> <p>(なしという声あり。)</p>
議	長	<p>なしということですので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号4番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって、整理番号4番は許可が決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号5番については取下げ申請がありましたので、取下げです。</p>
議	長	<p>整理番号6番について担当推進委員の調査報告を求めます。</p> <p>16番委員。</p>
16番 推進委員		<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号6番について去る5月25日に4番推進委員と私16番推進委員で現地調査を行いましたので16番が報告をいたします。</p> <p>申請人、IAさんは伊佐市大口下殿に居住され、自治会は下殿で年齢は75歳です。渡し人、IYさんは兵庫県川西市に居住され、年齢は54歳です。</p> <p>申請地は伊佐市大口下殿字高田1170番2、伊佐市大口下殿字梅木1234番3の2筆です。地目はどちらも田、地積は1170番2の方が212㎡で、1234番3の方が472㎡で合わせて684㎡となっております。所有権移転売買であります。受人の経営面積は48,509㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で通作距離は約1kmない位で、元大口南中学校正門より川の方へ約100mに位置しており、現況は良く管理された田です。経営意欲はあり農機具等も完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>

議	長	<p>16番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見・質問はございませんか。</p>
		<p>(なしという声あり。)</p>
議	長	<p>なしということですので、お諮りいたします。 整理番号6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。 よって、整理番号6番は許可が決定いたしました。</p> <p>整理番号7番について担当推進委員の調査報告を求めます。 15番。</p>
15番 推進委員		<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、整理番号7番につきまして去る5月27日申請人立会いのもと現地調査をいたしましたので、私推進委員15番が報告をいたします。</p> <p>申請人で受人のMTさんは伊佐市大口目丸に居住、自治会は上目丸、年齢は46歳です。譲渡し人のNKさんは伊佐市大口目丸に居住、自治会は中目丸、年齢は52歳です。</p> <p>申請地は伊佐市大口目丸字日和740-4、地目は畑、地積は286㎡、相手からの要望による所有権移転売買であります。申請地は申請人の居宅より南約30mに位置し、現況はすぐにでも畑として利用できる状態でした。受人の経営面積は68,698㎡で取得可能面積であります。また申請人におきましては、規模拡大で経営意欲もあり農機具等も揃っております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、字図による現地図が添付されております。委員の皆様方のご審議をよろしくお願いいたしまして私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>15番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見・質問はございませんか。</p>
		<p>(なしという声あり。)</p>

議 長 なしとさせていただきます。
整理番号7番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって、整理番号7番は許可が決定いたしました。

整理番号8番について担当推進委員の調査報告を求めます。
7番委員。

7 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、
推 進 委 員 整理番号8番について去る5月25日に5番と7番で現地調査を行いましたので7番が報告をいたします。

申請人、NMさんは伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は前目麓で、
年齢は60歳です。渡し人、ITさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、
自治会は前目麓で、年齢は57歳です。

申請地は伊佐市菱刈前目字前白坂4562番1、地目は畑、地積は1、
108㎡で所有権売買であります。受人の経営面積は、35、105㎡
で取得可能面積であります。農業従事者は2名、通作距離は約800m
で、現況はよく管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備さ
れております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し
ないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事
項証明書、字図が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろし
くお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 7番推進委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見・ご質
問はございませんか。

(なしという声あり。)

議 長 なしとさせていただきますので、お諮りいたします。
整理番号8番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求め
ます。

		(全員挙手)
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって、整理番号8番は許可が決定いたしました。</p>
議	長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について申請件数8件、1件が取下げ、7件の許可が決定いたしました。</p>
		————— 議案第3号 —————
議	長	<p>議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について。</p> <p>整理番号1番について担当推進委員の報告を求めます。</p> <p>5番。</p>
5	番	<p>議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてのうち、整理番号1番について去る5月25日に3番委員と10番委員と私5番委員で、申請人、NK氏立会いのもと共同調査を行いましたので5番が報告いたします。</p> <p>申請人、NKさんは伊佐市菱刈荒田に居住し、年齢は79歳です。自治会は下荒田であります。申請地の所在地は、伊佐市菱刈荒田字餅ヶ尻3816番10で、地目は田、地積は3,045㎡です。なお平成27年の3月に植林をされて、事前着工で始末書ですが、農業振興地域整備の変更にて平成28年4月19日で除外決定公告がなされています。農地区分は2種農地でその他の農地となっており、転用目的は植林であります。</p> <p>申請地は本城小学校より北へ約5kmに位置しており、南側は山林、東側も山林、北側も山林、西側は田であり、周囲に与える影響はないものと思われます。添付書類は、字図、全部事項証明書、農地法第4条の規定による許可申請書、始末書、被害防除計画書、汚廃水処理確約書、農業振興地域整備計画の変更についての通知、転用に関する誓約書が揃っております。調査の結果、この申請については3名の調査委員の意見によって、適切であると判断いたしましたので、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。これで私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>5番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は</p>

		<p>ございませんか。</p> <p>(「なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号1番について意見決定並びに許可及び諮問決定に賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって、整理番号1番は意見決定並びに許可及び諮問が決定いたしました。</p> <p>整理番号2番について担当推進委員の報告を求めます。</p> <p>9番委員。</p>
9 番 推 進 委 員		<p>議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてのうち、整理番号2番について去る5月25日、4番委員と私9番と申請人代理人行政書士、SM氏立会いのもと、共同調査をいたしましたので9番が報告をいたします。</p> <p>申請人、SIさんは伊佐市菱刈市山に居住され、自営業をされております。年齢は67歳です。自治会は東市山であります。申請地は伊佐市大口鳥巢字屋祢添170番1で地目は田、地積は556㎡です。農地区分は農用地区域外となっており、転用目的はプレハブ展示場であります。</p> <p>申請地の所在地は、鳥巢下公民館の隣になります。南側は4m道路を挟んで宅地、東側は宅地、この両方とも個人宅になっております。北側は造成をしてありましたので宅地になるのだらうと予測ではありますが、きれいに整備されておりました。西側は鳥巢下公民館です。周囲に与える影響はないと思われます。添付書類として、土地の全部事項証明書、配置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、資金証明書等が提出されております。</p> <p>調査の結果、この申請について2名の調査委員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしく願います。以上です。</p>
議	長	<p>9番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p>

議 長 (「なし」という声、多数あり。)

なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について意見決定並びに許可及び諮問の決定に賛成の農業委員の挙手を求めます。

議 長 (全員挙手)

全員挙手。
よって、整理番号2番は意見の決定並びに許可及び諮問が決定いたしました。

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について申請件数2件については意見決定並びに許可及び諮問2件が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について。

整理番号1番について担当推進委員の調査報告を求めます。
12番委員。

1 2 番 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定の整理番号1番を、農業委員10番・推進委員1番・12番3名で共同調査いたしました。立会人はSハウス霧島店の方でした。12番が報告いたします。調査日は去る5月25日です。

渡し人住所、伊佐市菱刈前目にお住まいです。氏名、STさん、年齢88歳、自治会は前目宇都です。受人住所、伊佐市菱刈前目です。氏名、IS氏、38歳、自治会は前目下です。申請地住所・伊佐市菱刈前目字北山2406番21です。地目は田、現況も田です。面積は673㎡です。転用目的は一般住宅及び店舗です。犬・猫の美容師をされております。法律関係は所有権移転です。農地区分は農用地区域外第1種農地です。都市計画区域外です。場所は菱刈庁舎より南1km、旧山野線・ふるさと道路交差点を東へ50m行ったところ。東は不耕作地、西は道

路、南は住宅と道路、北は住宅です。添付書類は5条申請書、全部事項証明書、事業計画書、住宅ローン審査結果通知書、立面図、間取図、被害防除計画書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、すべて揃っております。3名で協議いたしました。許可相当と思われます。立会人の方に工事期間は周囲の住民に迷惑がかからないように申し添えておきました。委員の皆様方のご審議をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 12番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見・質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、意見決定並びに許可及び諮問の決定に賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって、整理番号1番は意見並びに許可及び諮問が決定いたしました。

議 長 整理番号2番について担当推進委員の報告を求めます。
7番委員。

7 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてのうち、整理番号2番について去る5月25日、農業委員2番と7番で、申請人、TA氏立会いのもと、共同調査をいたしましたので、7番が報告いたします。

申請人、TAさんは伊佐市菱刈市山に居住し、農業をされており年齢は60歳です。自治会は下市山であります。

申請地は2筆です。1筆目の所在地は伊佐市菱刈市山新町2387番1、地目は畑、地積は411㎡です。北側に自宅、南側に市道、東側に宅地、西側に畑。2筆目の所在地は伊佐市菱刈市山新町2396番1、地目は畑、地積は1,017㎡です。北側に宅地、南側に市道、東側に市道、西側に畑。2筆共に田中小学校の北西約800mの位置で、自宅近辺であり、周囲に与える影響はないと思います。転用目的は、農業用

資材置場となっておりますが、平成27年4月1日頃より農地法の許可を得ないまま、農業用資材置場として整備されたもので、今回始末書添付の申請となり許可を得ようとするものです。添付書類として全部事項証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、資金証明書、字図、始末書が提出されております。

調査の結果、この申請について2名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 7番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見・質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、意見の決定並びに許可及び諮問を決定することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって、整理番号2番は意見並びに許可及び諮問が決定いたしました。

整理番号3番について担当推進委員の報告を求めます。
2番委員。

2 番 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号3番につきまして去る25日、行政書士、Tさんの立会いのもと、農業委員7番委員、推進委員16番委員、2番委員の3人で共同調査をいたしましたので2番が報告をいたします。

受人、KMさんは鹿児島市小野に居住され、年齢は64歳であります。渡し人、SKさんは伊佐市大口鳥巢に居住し、年齢は72歳で、自治会は鳥巢下であります。本申請は売買による所有権移転で、転用目的は太陽光発電施設を設置するものであります。

本申請地は、大口鳥巢字松木原1426番4で地目は田、地積は1,146㎡であります。農地区分は第2種農地となっております。申請地

の所在地は、松木原自治館の近くで、北と東側は山林、南側は田、西側は道路となっていて、周囲に与える影響はないものと思われます。太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数232枚、パネル設置総面積1,146㎡、パネル設置容量60・32kwを予定されております。添付書類といたしまして、全部事項証明書、位置図、設置平面図、事業計画書、住民票、借用証書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、事業承継届出書、委任状等が提出されております。

調査の結果、この申請につきまして3人で協議をいたしました結果、やむを得ないものと判断をいたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。

議 長 2番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見・質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、意見の決定並びに許可及び諮問を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって、整理番号3番は意見並びに許可及び諮問が決定いたしました。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について。申請件数3件のうち、許可及び諮問3件が決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議 長 議案第5号 非農地証明願について提案いたします。

整理番号1番について担当推進委員の報告を求めます。
17番委員。

1 7 番
推 進 委 員

議案第5号 非農地証明願につきまして去る5月25日、申請人の長男、HH氏立会いのもと、推進委員の3番委員、農業委員の8番委員、私17番で共同調査をいたしましたので、17番が報告いたします。ちなみにH氏は宮崎を午前6時に発ってこられたとのことで、もう少し時間を遅くしていたら良かったかなという思いをいたしました。

申請人・HYさんは宮崎市小松台北町にお住まいであります。宮崎に行かれましたのは5年位前の事でした。申請地は、伊佐市大口下殿字山之口94番地、地目は畑、地積は480㎡で羽月小学校の北1km位のところにあります。非農地となったのは平成5年頃とのことで、非農地となった原因は周囲が山林化し鳥獣被害が多発し、耕作を断念されたそうです。

周囲の状況は、東が雑木や唐孟宗竹・山、西側が宅地、南側が竹林、北側が竹林と畑となっております。そういうことで、崖になっておまして上の方の雑木が、上に覆い被さってきているような状態で、現在藪という状況でございました。

以上のような状況になっておまして3人で話し合いましたが、農地性は損失し、農地への復旧は困難で容易ではないと判断いたしましたので、委員の皆様方のご審議をお願いいたしまして私の報告を終わります。

議 長

17番推進委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見・質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって、整理番号1番は非農地証明が決定いたしました。

議案第5号 非農地証明願は申請件数1件のうち、1件の証明が決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議長 議案6号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係わる決定について、事務局の報告を求めます。

事務局 29ページを開いてください。
議案6号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてですが、この表は昨年7月から9月にかけて、農業委員さんたちに利用状況調査を実施していただきまして、農地で耕作されていないB分類という非農地の表になります。今回のリストは、霧島の法務局に情報提供をするものですから、本人に非農地通知を添付して地目変更してもらうという形になります。皆様が後日、非農地でないといわれたら、こちらの方に連絡していただければ法務局の方に情報提供をしたリストを訂正してもらう事になります。
採決後は本人宛に非農地通知を郵送します。
今回のリストにつきましては、総会でお諮りくださるようお願いいたします。

議長 事務局の説明がありました。委員の皆さんご意見・質問はございませんか。

(「なし」という声、あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係わる決定について、非農地と判断する事に賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって、議案6号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断に係わる決定について、非農地と判断することについて決定いたしました。

————— 議案第7号 —————

議長 議案第7号 農作業標準賃金について、事務局の報告を求めます。

事 務 局	<p>115ページになります。</p> <p>議案第7号 平成28年度 農作業標準賃金についてという事で。</p> <p>去る5月10日に菱刈庁舎で農作業標準賃金調査会がありまして、それで決められた表でございます。116ページですが、昨年度と一般農作業の標準の5,560円が変わっております。これは県の最低賃金の金額がアップしたもので金額が上がっております。それから刈取・コンバインの利用というところの金額も12,500円という事で、ギアオイルの値段が少し上がったということで若干ですが金額が上がっております。それから乾燥料の520円ですが、こちらは逆にガソリン代が少し下がった関係で若干金額が減額されております。</p> <p>ちなみに、明日の市報と同時に農業委員会だよりが配布されます。全戸に配布します。以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明がありました。委員の皆さんご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「なし」という声、あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>報告の通り、農作業標準賃金に係る決定について、賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって、議案第7号 農作業標準賃金について決定いたしました。</p> <p>その他、何かありますか。事務局。</p>
事 務 局	<p>5月の月例報告をします。117ページです。</p> <p>去る9日月曜日、5月の定例常設審議委員会が鹿児島市の方でありました。それから25日が現地調査です。31日が第3回の農業委員会の総会です。</p> <p>それから6月の行事予定ですが、7日が6月の定例常設審議委員会が鹿児島市の方であります。24日が現地調査になります。29日が第4回の農業委員会の総会になります。</p> <p>月例報告は以上です。</p>
事 務 局	<p>続きまして、説明をします。</p>

平成28年度の伊佐市定例農業委員会総会等の日程という事で、赤文字と青文字で入っていますが、本日までは月末の日に午後からという事で表の下の方に書いてありますが、4月と5月については13時半からですが、来月から来年の3月までの間は午前9時に、会場はこの会場です。それから総会の日赤文字で書いてあるのが月末より1日前に計画してありますので、この前の総会の時に日時を変えて欲しいと要望がございましたので、変えています。

事務局

それでは平成28年度 第3回農業委員会総会を終了します。

姿勢を正して下さい。

一同礼

お疲れ様でした。

【終了時間 午後2時30分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長

会 長

伊佐市農業委員

5番委員

伊佐市農業委員

6番委員